ただし、法第十六条の二第一項ただし書に規定する場合における市町村の選挙管理委員会の委員長に対して行う第一号に掲げる行為は審査の期日前七日から審査の期日の前日までの間に行うことができるものとし、市町村の選挙管理委員会の委員長が行う第二号に掲げる行為は審査の告示の日の翌日（同項ただし書に規定する場合には、審査の期日前七日）以後直ちに行うものとする。

一　公職選挙法施行令第五十条第二項若しくは第五十一条第一項又は同条第二項において準用する同令第五十条第四項の規定の例による投票用紙及び投票用封筒の交付の請求

二　審査の告示の日（法第十六条の二第一項ただし書に規定する場合には、審査の期日前八日）までに公職選挙法施行令第五十条第一項若しくは第四項、第五十九条の四第一項又は第五十九条の五の四第五項の規定の例による投票用紙及び投票用封筒の交付の請求を受けた場合における同令第五十三条第一項第一号若しくは第三号、第五十九条の四第四項又は第五十九条の五の四第七項の規定の例による投票用紙及び投票用封筒の交付又は発送

第十四条を第十三条とする。

第十五条に見出しとして「（審査人の数の報告）」を付し、同条中「裁判官国民審査法」を「法」に、「併せて」を「併せて、」に、「行なわれた」を「行われた」に、「審査の日」を「審査の期日」に改め、第三章中同条を第十四条とする。

第十六条に見出しとして「（審査分会及び審査会に関するその他の事項）」を付し、同条を第十五条とする。

第十七条中「第十三条第一項」を「第十二条第一項」に、「裁判官国民審査法」を「法」に、「これを」を「ついて」に改め、第四章中同条を第十六条とする。

第十八条に見出しとして「（投票管理者等の職務のために要する費用の支給）」を付し、同条第一項中「ため」を「ために」に改め、同条第二項中「これを」を削り、同項に項番号を付し、第五章中同条を第十七条とする。

第十九条に見出しとして「（審査の施行に関する費用の国庫負担）」を付し、同条中「裁判官国民審査法第五十一条」を「法第五十一条」に改め、同条第二号中「審査長、審査分会長、開票管理者並びに投票管理者」を「投票管理者、開票管理者、審査分会長並びに審査長」に改め、同条第三号を次のように改める。

三　投票所、共通投票所、期日前投票所、開票所、審査分会場及び審査会場に要する費用

第十九条第四号中「裁判官国民審査法」を「法」に改め、同条第六号中「裁判官国民審査法」を「法」に改め、「掲示」の下に「（次章において「裁判官の氏名等の掲示」という。）」を加え、同条を第十八条とする。

第六章の章名を次のように改める。

第六章　裁判官の氏名等の掲示

第六章中第二十条の前に次の一条を加える。

（裁判官の氏名等の掲示）

第十九条　市町村の選挙管理委員会は、審査の告示の日の翌日（法第十六条の二第一項ただし書に規定する場合には、審査の期日前七日）から審査の当日までの間、一投票区につき一箇所以上、投票所の入口その他公衆の見やすい場所を選び、裁判官の氏名等の掲示をしなければならない。

2　裁判官の氏名等の掲示には、審査に付される裁判官の氏名及び任命年月日その他総務省令で定める事項（次条第一項において「掲示事項」という。）を掲載しなければならない。

3　裁判官の氏名等の掲示の掲載の順序は、審査に付される裁判官が二人以上ある場合には、法第五条第二項から第五項までの規定により定められた審査の告示における審査に付される裁判官の氏名の順序（第二十七条において「審査の告示における順序」という。）によるものとする。

第二十条を次のように改める。

（裁判官が退官等した場合における裁判官の氏名等の掲示の取扱い）

第二十条　市町村の選挙管理委員会は、裁判官の氏名等の掲示をした後に法第五条の三第二項において準用する法第五条の二第三項の規定による通知を受けた場合には、直ちに、裁判官の氏名等の掲示から当該通知に係る審査を行わないこととなつた者の掲示事項を消除しなければならない。

2　市町村の選挙管理委員会は、裁判官の氏名等の掲示をした後に法第五条の三第三項において準用する法第五条の二第三項の規定による通知を受けた場合には、直ちに、裁判官の氏名等の掲示に掲載している当該通知に係る審査に付される裁判官の氏名を変更しなければならない。

第二十一条から第二十三条までを削る。

第二十四条に見出しとして「（裁判官の氏名等の掲示に関するその他の事項）」を付し、同条中「本章」を「前二条」に、「外、掲示」を「ほか、裁判官の氏名等の掲示」に改め、「これを」を削り、同条を第二十一条とする。

第二十五条を削る。

第二十六条に見出しとして「（審査公報の掲載事項）」を付し、第七章中同条を第二十三条とし、同条の前に次の一条を加える。

（審査公報の発行回数等）

第二十二条　法第五十三条の規定による審査公報の発行は、審査（法第四十三条第一項の規定による審査の一部無効による再審査を除く。）ごとに、一回行うものとする。

2　公職選挙法第百六十七条第四項の規定により衆議院小選挙区選出議員の選挙において選挙公報を発行しない区域においては、審査公報は、発行しない。

第二十七条に見出しとして「（掲載文の提出等）」を付し、同条第一項中「審査の期日の告示があつた」を「審査の告示の」に改め、同条第二項に項番号を付し、同条第三項中「調整する」を「調製する」に改め、同項に項番号を付し、同条を第二十四条とする。

第二十八条に見出しとして「（掲載文の写しの送付）」を付し、同条を第二十五条とする。

第二十九条に見出しとして「（掲載文の写しの掲載）」を付し、同条中「の写し」を「の写し」に改め、同条を第二十六条とする。

第三十条に見出しとして「（掲載文の掲載の順序）」を付し、同条中「においては」を「には」に、「第二条第一項の規定による通知の順序による」を「審査の告示における順序によるものとする」に改め、同条を第二十七条とする。

第三十一条に見出しとして「（審査公報の配布）」を付し、同条中「裁判官国民審査法」を「法」に、「記載された」を「登録された」に改め、同条を第二十八条とする。

第三十二条に見出しとして「（審査公報の発行を中止する場合）」を付し、同条中「に因り第二十八条」を「により第二十五条」に、「の写」を「の写し」に、「とき」を「とき」に改め、「これを」を削り、同条を第二十九条とする。

第三十三条に見出しとして「（審査公報に関するその他の事項）」を付し、同条中「本章」を「第二十二条から前条まで」に、「の外」を「のほか」に改め、「これを」を削り、同条を第三十条とする。

第三十四条に見出しとして「（再審査等における投票区、開票区及び審査を行う区域）」を付し、同条第一項中「裁判官国民審査法」を「法」に改め、同条第二項中「裁判官国民審査法」を「法」に改め、同項に項番号を付し、第八章中同条を第三十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

（特別区等に対する適用）

第三十二条　この政令中市に関する規定は、特別区に適用する。

2　この政令中市に関する規定（別記様式備考第一号の規定を除く。）は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（別記様式備考第二号において「指定都市」という。）においては区及び総合区に適用する。

第三十五条を削る。

第三十六条に見出しとして「（事務の区分）」を付し、同条中「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削り、同条を第三十三条とする。